

大館市
保険課広報

保険だより

令和7年 6月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7047
Eメール kokuho@city.odate.lg.jp

高額療養費の自動振込が便利です！

高額療養費とは、1カ月に支払った医療費の自己負担額が世帯ごとに決められた自己負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が支給される制度です。

高額療養費の支給申請簡素化（自動振込）の手続きをすると、その後の高額療養費の支給申請が不要となり、指定された口座に自動で振り込まれます。

申請 について

「国民健康保険 高額療養費支給申請書（手続きの簡素化用）」に必要事項を記入のうえ、いずれかの窓口へ提出してください。

- ・ 大館市役所保険課国保係 1階8番窓口
- ・ 比内総合支所市民生活係
- ・ 田代総合支所市民生活係

申請に必要なもの

①申請書

※各窓口を用意しています



②世帯主名義の通帳



支給 について

受診月からおおむね6カ月を目安に、指定の口座へ自動振込となります。支給金額や振込日については、「高額療養費支払通知書」の送付によりお知らせします。支給がない場合、通知の送付はありません。

⚠️ ご注意ください

- 診療月の翌月から2年を経過すると申請ができなくなります。
- 75歳到達等により、後期高齢者医療制度へ移行した場合は、後期高齢者医療制度において別途高額療養費の手続きが必要です。

簡素化の停止 について

- ①国民健康保険税の滞納が発生した場合
- ②指定した金融機関の口座に振込ができなくなった場合
- ③転居、死亡などにより世帯主や国保番号が変更になった場合
- ④申請の内容に偽りや不正があった場合



問い合わせ

保険課国保係 ☎ 43-7047

入院時の食事代 が上がりました

令和7年4月1日から入院時の食事代が一部変更となりました。

区分		変更後	変更前
市県民税課税世帯のかた(下記以外のかた)		510円	490円
市県民税非課税世帯オのかた 及び 70～74歳で低所得者Ⅱのかた	90日までの入院	240円	230円
	90日を超える入院 (過去12カ月中)	190円	180円
70～74歳で低所得者Ⅰのかた	…………… 変更なし	110円	110円

令和7年度 国民健康保険税について

問い合わせ 税務課市民税係 ☎43-7033

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.43%	21,000円	19,000円 ※特定世帯 9,500円 ※特定継続世帯 14,250円	660,000円
後期高齢者支援金分	2.35%	6,000円	5,000円 ※特定世帯 2,500円 ※特定継続世帯 3,750円	260,000円
介護分	2.50%	7,900円	5,600円	170,000円

※特定世帯とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため国民健康保険の被保険者が1人になった世帯で、その後期高齢者医療制度に移行したかたが同じ世帯にいる世帯の事です。また、特定世帯に該当した月から5年を経過すると、翌月から特定継続世帯に移行します。(移行後3年間)

保険税が国保を支えています

国民健康保険(以下、国保)加入者が医療機関を受診した場合、その医療費の自己負担分以外は国保が負担しています。その財源として、加入している皆さんが納めている国民健康保険税(以下、国保税)が最も重要な柱となっています。

職場の健康保険などに加入しているかた以外は、皆さんが国保に加入し、保険税を納めなければなりません。もし保険税の未納があると、国保制度そのものが成り立たなくなります。

国保に加入している皆さんの納める保険税が、国保を支えています。

保険税の特別徴収について

保険税の特別徴収とは、年金からの引き落としによって保険税を納める納税方法です。次のすべての条件に該当する世帯主のかたが対象です。

- ・ 65歳以上75歳未満の国保加入者であること
- ・ 年額18万円以上の老齢等年金を受給していること
- ・ 同じ世帯の国保に加入しているかたが全員65歳以上であること
- ・ 世帯主本人の介護保険料と保険税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること

なお、世帯主が75歳になる年度は特別徴収を行いませんので、納付書による納付や口座振替をご利用ください。

納付書は世帯主あてに郵送します

令和7年度保険税の納税通知書(納付書)は世帯主あてに7月中旬に郵送します。

納付書の金額や納付方法、納期限を確認し、納め忘れのないようお願いいたします。

令和7年度の納期限

納付書による納付や口座振替納付のかたは、8回に分けて納めることになっています。

特別徴収(年金からの引き落とし)のかたは、年金支給月に引き落とされます。令和7年度の保険税納税通知書(納付書)は、7月中旬に世帯主あてに郵送します。

納期	1期	2期	3期	4期
納期限 (口座振替日)	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日
	5期	6期	7期	8期
	12月1日	12月25日	令和8年 2月2日	3月2日

納税相談

保険税の納付が困難なかたに向けた、納税相談を行っています。

問い合わせ 収納課収納係 ☎43-7036

国民健康保険税の減免・軽減制度

保険税の軽減

世帯主（国保加入していない世帯主も含む）及び国保加入者全員の令和6年中の合計所得が一定基準以下の場合、保険税の一部（均等割・平等割）を軽減します。令和6年中の所得で判定しますので、申請は不要です。詳しくは下部 **軽減判定の基準** をご覧ください。

また、未就学児の均等割については世帯主及び国保加入者全員の所得に関わらず金額を半額にして計算します。

さらに、出産する被保険者に係る均等割及び所得割について、出産日または出産予定日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間）免除します。

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいる世帯の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたを、特定同一世帯所属者と呼びます。特定同一世帯所属者が世帯にいる場合、次のような軽減の特例があります。

- ・ 保険税の5割軽減と2割軽減の判定基準となる国保加入者の人数に特定同一世帯所属者も含めます。

これにより、世帯構成や年収が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。世帯の国保加入者が1人になった場合、1年目から5年目は、保険税の平等割が基本額の半額になります。6年目から8年目は、保険税の平等割額が基本額の4分の1減額されます。

会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者だったかたの減免

被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であったかたが国保に加入した場合（加入時に65歳以上のかた。旧被扶養者と呼びます）の減免制度があります。適用される期間は、国保加入日の属する月以後、所得割については国保に加入されている間、均等割・平等割については2年間を経過する月までです。

国保加入の際に旧被扶養者であると判明した場合は、加入手続きをすれば減免申請があったものとみなされます。加入手続きの際に次のものをお持ちください。

- ・ 被用者保険の被扶養者でなくなったとき
↓ 資格喪失証明書
- ・ 転入により国保加入するとき
↓ 旧被扶養者異動連絡票

失業したかたの保険税の軽減

解雇や会社の倒産など、非自発的理由で失業した65歳以下のかたの保険税が軽減されます。

この軽減制度の適用を受けるためには申請が必要ですので、ご相談ください。

問い合わせ

保険課国保係 ☎ 43・7047

保険税の減免

保険税の軽減制度とは別に、やむをえない事情により保険税の納付が著しく困難な場合には減免（一部または全部）する制度があります。対象となるのは次のようなかたです。

- ・ 生活保護基準と比較してその基準に満たないかた、または同程度のかた
- ・ 失業や疾病などで収入が著しく減少し、生活が困難になったかた
- ・ 風水害などの災害で、所有する財産に被害を受けたかた

問い合わせ

税務課市民税係 ☎ 43・7033

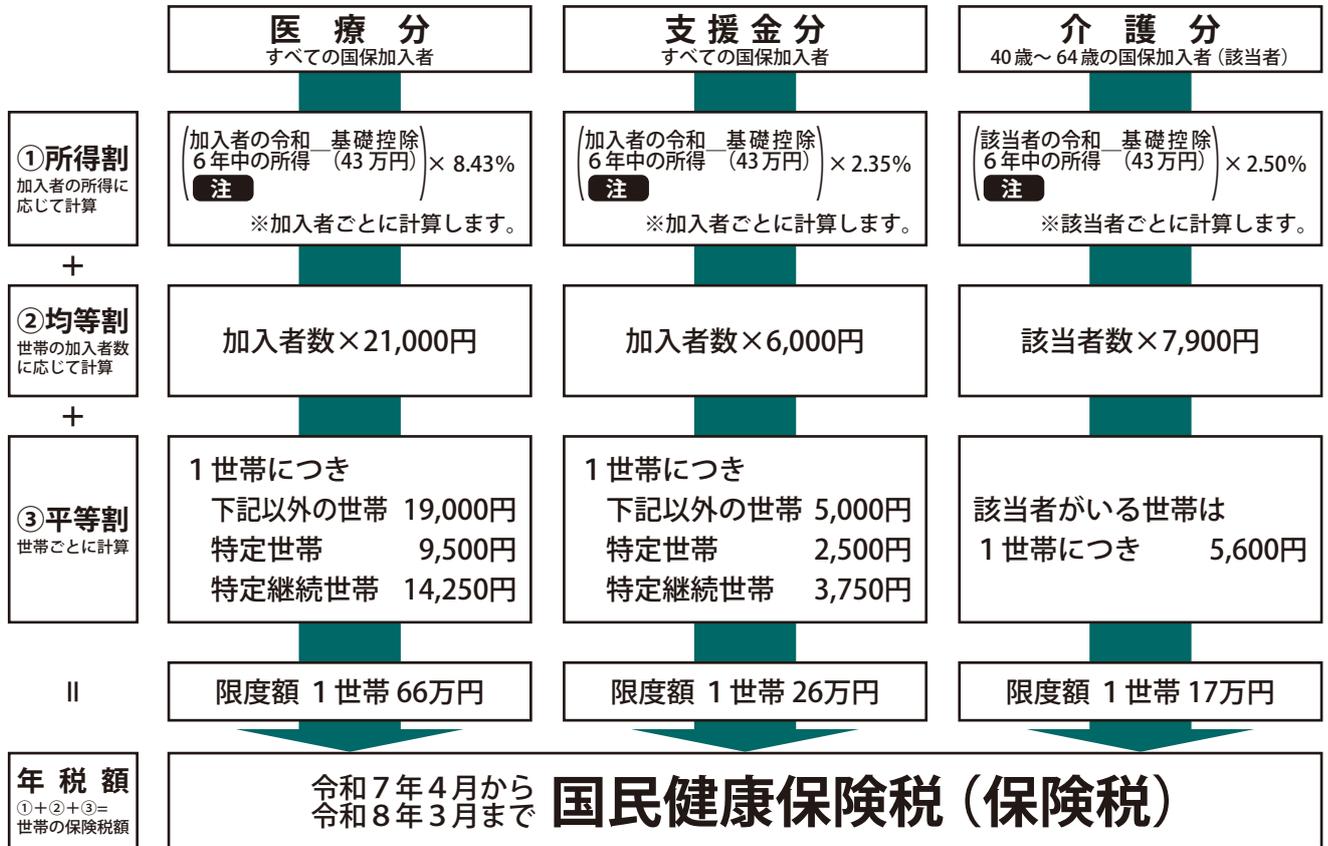
軽減判定の基準

- ① 令和7年4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び同一世帯所属者の令和6年中の合計所得を **注** で判定します。
- ② 令和7年4月2日以降に国保加入した世帯や世帯主変更があったときは、その時点で判定します。
- ③ 令和6年12月31日時点で65歳以上の公的年金所得者については、公的年金等所得から15万円を控除した額で判定します。
- ④ 以下「給与所得者等」とは、給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金の支給（令和6年12月31日に65歳未満のかたは60万円超、65歳以上のかたは110万円超）を受けるかたです。

世帯主、国保加入者及び同一世帯所属者の令和6年中の合計所得	軽減割合
100,000円×（給与所得者等の数－1）＋430,000円以下	7割軽減
100,000円×（給与所得者等の数－1）＋305,000円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）＋430,000円以下	5割軽減
100,000円×（給与所得者等の数－1）＋560,000円×（国保加入者数＋特定同一世帯所属者数）＋430,000円以下	2割軽減

令和7年度 国民健康保険税の計算方法と税率等

保険税は次の方法で世帯ごとに計算します。



年度の途中に加入・脱退した場合

所得割・均等割をその年度の加入月数で月割計算します。世帯全員が中途加入・脱退した場合は、平等割も月割計算します(加入月数とは末日に国保資格がある月の合計です)。

●途中で加入したとき

年間保険税 × $\frac{\text{加入した月から年度末までの月数}}{12\text{カ月}}$

●途中で脱退したとき

年間保険税 × $\frac{\text{4月から脱退月の前月までの月数}}{12\text{カ月}}$

年度の途中に40歳になるかた

40歳になった月(1日が誕生日の場合はその前月)分から医療分と支援金分に介護分を加算した保険税を納付します。

例えば

7月1日生まれ

7月2日生まれ

6月分から
介護分を納めます。

7月分から
介護分を納めます。

年度の途中に75歳になるかた

保険税は、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの月数で月割計算しています。

年度の途中に65歳になるかた

保険税(介護分)

保険税の介護分は、あらかじめ65歳の誕生日の前月(誕生日が1日のかたはその月の前々月)分までの月数で月割計算しています。

介護保険料

65歳になった月(誕生日が1日のかたはその前月)分からの介護保険料は、保険税とは別に長寿課から送付される納付書で納付してください。

65歳以上のかたの介護保険料

65歳になった翌年からの納付方法は、老齢等年金の年額などで異なります。

年金の年額が
18万円以上のかた

年金の年額が
18万円未満のかた

年金からの引き落としにより介護保険料を納めます(特別徴収)。

納付書や口座振替で納付します。

介護保険料についての問い合わせ
長寿課 介護保険係 ☎ 43-7055

我が家の保険税はいくら？

世帯内に40歳以上65歳未満のかた（介護保険の第2号被保険者）がいる場合は、医療分+支援金分+介護分の合計額が年間の保険税額になります。

40歳以上65歳未満のかたがいない場合は、医療分+支援金分の合計額が年間の保険税額になります。

医療分 すべての国保加入者	支援金分 すべての国保加入者	介護分 40歳～64歳の国保加入者（該当者）
-------------------------	--------------------------	----------------------------------

1. 所得割・・・所得に応じて計算 ※加入者ごとの算定額がマイナスのときは0円にします。

(加入者の令和6年中の所得 - 43万円) × 8.43%	算定額	(加入者の令和6年中の所得 - 43万円) × 2.35%	算定額	(該当者の令和6年中の所得 - 43万円) × 2.50%	算定額
(<input type="text"/> - 43万円) × 8.43%	円	(<input type="text"/> - 43万円) × 2.35%	円	(<input type="text"/> - 43万円) × 2.50%	円
(<input type="text"/> - 43万円) × 8.43%	円	(<input type="text"/> - 43万円) × 2.35%	円	(<input type="text"/> - 43万円) × 2.50%	円
(<input type="text"/> - 43万円) × 8.43%	円	(<input type="text"/> - 43万円) × 2.35%	円	(<input type="text"/> - 43万円) × 2.50%	円
計	① 円	計	⑥ 円	計	⑪ 円

2. 均等割・・・世帯の国保加入者数、介護該当者数に応じて計算

加入者数 <input type="text"/> 人 × 21,000円	② 円	加入者数 <input type="text"/> 人 × 6,000円	⑦ 円	該当者数 <input type="text"/> 人 × 7,900円	⑫ 円
---------------------------------------	-----	--------------------------------------	-----	--------------------------------------	-----

3. 平等割・・・世帯ごとに計算 ※平等割については2ページをご覧ください。

下記以外の世帯 19,000円 特定世帯 9,500円 特定継続世帯 14,250円	③ 円	下記以外の世帯 5,000円 特定世帯 2,500円 特定継続世帯 3,750円	⑧ 円	該当者がいる場合 1世帯につき5,600円	⑬ 円
--	-----	--	-----	----------------------------------	-----

4. 軽減額・・・該当世帯のみ計算 ※軽減については3ページをご覧ください。

軽減割合により <input type="text"/>	④ 円	軽減割合により <input type="text"/>	⑨ 円	軽減割合により <input type="text"/>	⑭ 円
------------------------------	-----	------------------------------	-----	------------------------------	-----

5. 年税額（令和7年4月～令和8年3月） ※100円未満切り捨て

① + ② + ③ - ④ = ⑤ (限度額66万円)	⑤ 円	⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ = ⑩ (限度額26万円)	⑩ 円	⑪ + ⑫ + ⑬ - ⑭ = ⑮ (課税限度額17万円)	⑮ 円
--------------------------------	-----	--------------------------------	-----	----------------------------------	-----

令和7年4月から 令和8年3月まで 国民健康保険税（保険税） ⑤ + ⑩ + ⑮ =	円
--	---

※保険税は前年の所得を基に計算しますので、所得税や市県民税の更正、所得金額の変更等により税額が変更になることがあります。

特定健診・後期高齢者の健診

健診費用
無料

市では、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しているかたを対象に6月から健康診査を実施します。健康診査にかかる費用は無料です。

対象者	健診内容
<p>▼特定健康診査 大館市国民健康保険に加入し、今年度中に40歳以上になるかた</p>  <p>▼後期高齢者の健康診査 後期高齢者医療制度に加入しているかた</p> 	<p>問診、血圧測定、診察、尿検査(糖・蛋白) 身体計測(身長・体重・腹囲) ※腹囲は特定健診のみ 血液検査(脂質・血糖・肝機能・腎機能)</p> <p>▼医師が必要と判断した場合に行う検査項目 心電図検査、眼底検査、貧血検査、 クレアチニン検査</p> <p>▼追加項目 尿酸値、クレアチニン値、 推定1日食塩摂取量測定※ ※今年度74歳以下の特定健診対象者のみ</p>

健診の流れ

1. 受診券を受け取る

4月中旬から順次受診券をお送りしました。受診券が届いていない場合や紛失した場合、年度途中に加入されたかたはお問い合わせください。

2. 受診する会場を選んで受診する

受診方法	集団健診方式	医療機関方式
会場	各公民館、体育館など	市内実施医療機関
日 ち	6月16日(月)～9月19日(金)	6月16日(月)～ 令和8年2月28日(土) 各医療機関の受付時間内実施
申 込	不要	一部必要
メリット	がん検診も同時に受けられる 身近な公民館・体育館などで受けられる	土曜日も受けられる かかりつけ医で受けられる

3. 結果が届く

受診後、約1～2カ月後に自宅に届きます。結果により生活習慣の改善が必要なかたへ特定保健指導をご案内します。

健診・がん検診日程

広報おおだて4月号と同時配布の健康ガイド、または市ホームページでご確認いただけます。



大館市 健診(検診)

検索

健康診査・がん検診が6月から始まります

問い合わせ
健康課成人健診係

☎42-9055

がん検診

検診の種類	対象者	内容	料金	予約
肺がん検診	今年度 40 歳以上のかた	胸部レントゲン撮影	400 円	不要 ※集団健診方式の特定健診と同時実施
大腸がん検診	今年度 35 歳以上のかた	便潜血検査 (事前に採便したものを提出)	500 円	
前立腺がん検診	今年度 50・55・60・65・70 歳になる男性	血液検査	500 円	
肝炎ウイルス検診	今年度 40・45・50・55・60 歳になるかたで過去に受けたことのないかた	血液検査	無 料	
胃がん検診	今年度 40 歳以上のかた	胃部レントゲン撮影	1,000 円	不要
子宮がん検診	今年度 20～39 歳の女性、 40 歳以上の偶数年齢の女性	内診、頸部細胞診、 経膈超音波検査	頸がん検診 1,300 円 婦人科 超音波検査 400 円	必要※ ¹ WEB 予約 
乳がん検診	今年度 40 歳以上の偶数年齢の女性	マンモグラフィ	1,200 円	

※1 電話でのお申し込みもできます。☎ 43-7143 (予約専用番号) 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時

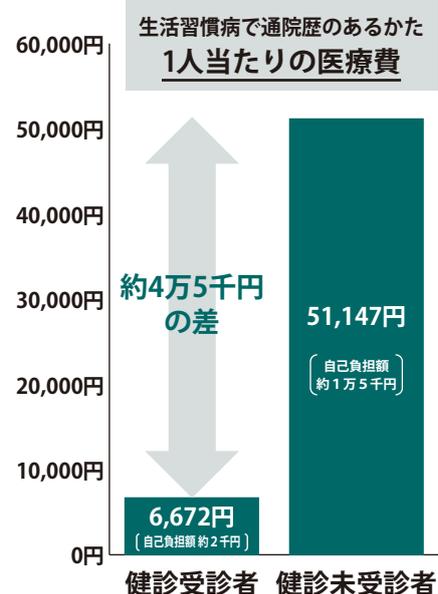
健診受けるか受けないかで医療費約 4 万 5 千円の差

生活習慣病で通院歴があるかたでは、健診の受診の有無で 1 人当たりの医療費に約 4 万 5 千円の差がありました。3 割負担だとしても、健診未受診者は約 1 万 5 千円かかるのに対し、健診受診者は約 2 千円の自己負担で済むことになります。年に 1 回健診を受け、その結果から生活習慣を見直し、病気を予防することで、お財布から出ていく医療費の節約につながります。

また、健診項目の中で基準値を超える人が平成 30 年度と比べて最も増えていたのは、男性は「腹囲」、女性は「血圧」でした。男女ともに特に増えていたのは「血糖(空腹時)」で、いずれも脳卒中や心臓病につながる重要な項目です。ご自分の状態を知るために、ぜひ今年度の健診をご利用ください。

▼特定健診の検査項目のうち、基準値を超えた者の割合

	男性 		女性 	
	腹囲	血糖(空腹時)	血圧(収縮期)	血糖(空腹時)
R 5	59.6%	22.3%	51.5%	14.7%
H 30	52.4%	15.7%	45.1%	8.6%



出典：第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)最終評価報告書より

福祉医療費受給者証

を更新します



申請・問い合わせ

保険課医療給付係 ☎43・7046

現在お持ちの福祉医療費受給者証(以下、受給者証)の有効期間が令和7年7月31日までのかたのうち、自動更新の対象となっているかたに、8月1日から有効の受給者証を7月下旬に郵送します。

下表の「重度心身障害(児)者」または「高齢身体障害者」に該当するかたで、判定の結果、受給者証を交付できない場合には、受給者証非該当のお知らせを7月下旬に郵送します。

なお、身体障害者手帳・療育手帳の再判定に合わせて受給者証の有効期間が終了するかたは、新しい手帳が交付された際に、改めて交付申請が必要です。



お知らせ

- 受給者証の更新の際は、令和6年中の所得などを確認します。
- 令和7年1月2日以降に大館市に転入した場合など、大館市で所得状況が把握できないかたには、6月中に所得を確認するための案内通知をお送りします。令和6年中の所得などを確認できないときは、受給者証を交付できない場合があります。

福祉医療制度の対象になるかた

下記に該当すると思われるが現在受給者証を持っていないかたは、保険課医療給付係(1階7番窓口)・比内総合支所市民生活係・田代総合支所市民生活係のいずれかの窓口で申請してください。

対象区分	対象となるかた	所得制限など	更新の手続き
乳幼児及び小中学生、高校生等	<ul style="list-style-type: none"> 高校生世代までのかた (18歳に到達する年度の3月31日まで) 		不要
ひとり親家庭の児童	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭のかた 父母のいないかた 父または母が身体障害者手帳1～2級程度の交付を受けている家庭のかた (18歳に到達する年度の3月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。 	
重度心身障害(児)者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級を所持しているかた 療育手帳Aを所持しているかた 精神障害保健福祉手帳1級を所持しているかたのうち、自立支援医療を受給しているかた 	<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険の被保険者は所得制限があります。 	一部必要
高齢身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳4～6級を所持している満65歳以上のかた 	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限があります。 被用者保険の被保険者は受給できません。 	一部必要